

2011年12月13日

## 裁判員制度に関する検討会 御中

103-0008 東京都中央区日本橋中洲 5-1-703

全国交通事故遺族の会

副会長 戸川 孝仁

### 裁判員制度に関する交通事故遺族の意見書

平成21年に施行された裁判員制度の、施行後3年の見直しに際し、全国交通事故遺族の会は以下のとおり意見を述べさせていただきます。

裁判員制度は、刑事裁判の結果に民意を反映させるという目的でスタートし、民意によって、やや厳罰化傾向がもたらされるなど、ある程度の効果はあったと考えます。

また同制度は、国民に「してはならない悪いこととは何か」を知らしめ、それを守らなければ厳しく処罰されるという認識、すなわち法令遵守の精神を刷り込む宣伝効果もあったと考えられます。

交通犯罪は、相手を死傷させる可能性がある事件の件数で、また負傷者数において、全刑事事件の中でも大きな比率を占めています。しかし起訴率が極めて低いこともあって、刑事裁判に至る率はわずかです。また不起訴・略式裁判による罰金刑・執行猶予つき判決・実刑へと、処罰が重くなるに従って、適用が極端に減少して、現実の交通犯罪は「お咎め無し」に等しいほど軽く扱われています。

近年、交通事故は減少傾向にあります。これには様々な要因があつてのこととされていますが、残念ながら、この分野において、司法が果たした役割効果は極めて低いものと考えられます。

少子・高齢化により人口減少が始まった我が国にあって、生まれ出た命をひとつも無駄にしてはなりません。人命に関わる犯罪を抑止すること、すなわち交通事故撲滅に対し、司法も積極的に係わるべきであると考えます。

現在の裁判員制度においては、危険運転致死傷罪のみがその対象になっています。しかし制度が出来て以降、同罪の適用は信じられないほど少ないのです。これは刑法の一翼を担う危険運転致死傷罪が、十分に機能していないせいではないかと考えます。つまり危険運転致死傷罪は、その立証の難しさから、適用が逡巡されているのではないかとすら思われます。

一方、危険運転とされる行為の認定について、法で定められた行為と、国民の認識との間に大きなズレがあります。重過労が悪質行為であるとする国民は比較的少ないのに対し、無免許運転や暴走行為が危険運転にあたると思っている国民は多いのではないかと想像します。

また危険運転致死傷罪の制定後、同罪の重罰適用から逃れようとする「ひき逃げ」は、同法制定が生み出した反作用であり、緊急に是正する必要があります。

危険運転致死傷罪の適用範囲を押し広げて、国民が納得する法律に作り替えること。さらに同法が適用されない一般事故（自動車運転過失致死傷罪）においても、違法性が高いもの（例 死亡ひき逃げ）、また交通弱者が犠牲となったような事件で、被害が甚大なものについては、裁判員制度が適用されるよう、今回の見直しで改めていただきたいと思います。

交通事故に関する、こうした司法面のバックアップが、警察官らのモラルアップにつながり、厳正捜査、検挙率の上昇につながり、また取り締まりや規制などにおいて、安全な車社会の構築に寄与するものと考えられます。そして安全な車社会の実現を願う国民への応援となって、交通事故撲滅に寄与することは疑いの余地はありません。

以上

## 裁判員制度に関わった遺族からの声

### 1、裁判員制度について

- ・飲酒運転を助長させたとして、同乗者への危険運転致死傷罪が適用されるなど、裁判員制度が、同罪の間口を押し広げるなどの効果があった。

### 2、被害者遺族への扱いについて

- ・裁判に参加するおり、小さな子供を何処に預けるかで苦労した。この問題は、老父母や障害者を持つ家族についても、共通する問題ではないか。（例 裁判所内託児所）
- ・裁判所へ行くまでの時間と旅費の負担が大きい。刑事裁判の開催地について、被害者遺族の意向に沿うべきではないか。
- ・在宅起訴された加害者と、裁判所の廊下で接触する可能性があり、精神的混乱に陥った。
- ・休憩や食事の時においても、被告人と比べて、ほとんど無視された存在である。被害者遺族用の控え室やアメニティーが用意されるべきではないか。

（2011年11月26日 埼玉県在住のOさんより聞き取り）